

# 譲渡証明書

次の小型船舶を譲渡したことを証明する (注1)登録済小型船舶については4項目全てを必ず記入して下さい。

譲渡年月日(注1)	船体識別番号(注1)	船舶番号又は 船舶検査済票番号(注1)	推進機関の種類及び型式(注1)
平成 年 月 日			船内機等 ・ 船外機

【譲渡人】(注2) 法人については、代表者の役職及び氏名まで必ず記入して下さい。

(注3) 複数人で所有している場合又は持分の一部を譲渡する場合は持分の欄に譲渡する持分を記入して下さい。

氏名又は名称(注2)及び住所		持分(注3)	譲渡印
住所	(フリガナ)		
氏名 又は 名称(注2)			
住所	(フリガナ)		
氏名 又は 名称(注2)			

【備考】未登録小型船舶については「船体識別番号」及び「船舶番号又は船舶検査済票番号」が不詳で記入できない場合は、当該小型船舶を特定できる記号等をこの備考欄に記入して下さい。(メーカー名、型式、製造番号等)

【譲受人】(注4) 一つの小型船舶を複数人で所有する場合は持分の欄に譲り受ける持分を記入してください。

氏名又は名称及び住所		持分(注4)
住所	(フリガナ)	
氏名 又は 名称		
住所	(フリガナ)	
氏名 又は 名称		

印鑑証明書のとおり住所氏名を記載して下さい。また、譲渡人の実印を譲渡印欄にはっきりと押印して印鑑証明書(譲渡日より3ヶ月以内に発行されたもの)を添付して下さい。(登録対象外船舶は除く)

記載事項を訂正する場合は、譲渡人の実印での訂正が必要となります。本書面はボールペンを用い楷書で記入して下さい。

感熱紙での作成書類は受付することができませんので普通紙にコピーをしてご使用下さい。

譲渡証明書に記載する譲渡人の住所、印鑑証明書の住所及びJCIの登録原簿に記載されている住所(登録事項証明書に記載されています。)は一致している必要があります。転居により住所が変更している場合には、譲渡人は変更登録申請を行なう必要があります。

もし、譲渡人が住所を変更したにもかかわらず、変更登録を行っていない場合には、譲受人が移転登録を行なう際に、譲渡人の新旧住所が確認できる住民票又は戸籍の附票(法人の場合は登記簿)が必要となります。

譲渡人または譲受人が複数のため、譲渡証明書1枚に記入ができない場合には最寄りの支部へお問い合わせ下さい。

実印の押印は鮮明に

実印は、下記の例を参考に正しく押印して下さい。

正しく押印された例

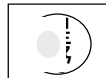
不備な押印例(印影の照合ができない例)



ひとつだけ鮮明に  
押印されている



二重になって印  
影が不鮮明



かすれて印  
影が不鮮明



にじんで印影  
が不鮮明

×

×

×

印影が印鑑証明書と同等と判断できない場合は、再度押印していただくことになります。